私学共済事務担当者研修会テキスト (年金コース)

資料編

日本私立学校振興·共済事業団

共済事業本部

☞113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎ 03(3813)5321(代表)

https://www.pmac.shigaku.go.jp

目 次

資料編

1	老龄•退職給付	年金請求書(記入例)[見本]	1
2	老齢・退職給付	年金請求書 [見本]	18
3	老齢・退職給付	年金請求書パンフレット (抜粋)	27
4	事例		31
5	年金証書[見本]		33
6	決定・改定・支給	年金額変更通知書[見本]	34
7	令和6年度の各種	重金額	36
8	退職年金現価率	表	37

① 老齡・退職給付 年金請求書(記入例)[見本]

1~17ページの請求書は、支給開始年齢到達により老齢厚生年金の受給権が発生する場合に使用します。

1ページ/16ページ

9500-987654

【送付実施機関:私学事業団(4号)】

老齡 · 退職給付 年金請求書(老齡厚生年金 · 退職共済年金)

- ・この年金請求書には、各実施機関が共有している情報をあらかじめ印字しております。その印字内容をご確認ください。印字内容が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。
- ・年金を受ける方が記入する箇所は (太枠) の部分です。
- 黒インクのボールペンでご記入ください。

鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペン等は、使用しないでください。

共通項目

受付年月日

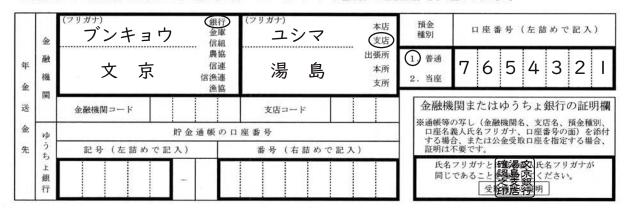
年金を受ける方ご本人について印字内容をご確認のうえ、太枠内をご記入ください。

郵便番号	1 1 3 - 0 0 3 4	
フリガナ	トウキョウト ブンキョウク ユシマ 8・	-8-8
住 所	東京都文京区湯島8-8-8	
フリガナ	シガク タロウ	性别
氏 名	私学 太郎 様	男性
氏名欄	私学太郎	食労務士の提出代行者欄
基礎年金番号	9500-987654 生年月日 昭和	35年07月10日

年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

受取機關※	フリガナ	シガク	タロウ
金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) おいまでは、	口座名義人 氏 名	 (E) 私 学	(名) 太郎

※下欄に記入する受取機関が公金受取口座の場合は、上欄の「3、マイナボータルに登録済の口座を指定」を○で囲んでください。



これまでの年金の加入状況についてご確認ください。 (現在の年金加入記録を(2)に印字しています)

(1) 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがある場合は、枠内の該当する記号を〇で囲ん でください。

- 国民年金法
 - 厚生年金保険法
- 船員保険法 (昭和61年4月以後を除く)
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法

- 私立学校教職員共済法
 - 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
- カ **恩給法**
- 地方公務員の退職年金に関する条例
- 旧市町村職員共済組合法
- (2)年金加入記録をご確認のうえ、印字内容が異なっているところは二重線を引いて訂正してください。 訂正した場合には「事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所」欄をご記入く ださい。「勤務期間または国民年金の加入期間」欄の(至)が空欄の方で、現在までに退職・脱退さ れている場合は、退職・脱退日の翌日を(至)にご記入ください。

印字している年金加入記録をご確認いただき、印字している期間以外の年金加入記録がある場合は 3ページ(私学共済の期間については14ページ)にご記入ください。正確にわからない場合は、 わかる範囲で結構です。

(注) 厚年・船保・共済の(至)年月日については、退職日等の翌日を表示しています。

	事業所名称(支店名等)、船舶所 有者名称または共済組合名称等	勤務期間 (注) または 国民年金の加入期間	年金 制度	事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金加入当時の住所	備考
1	国民年金	(自) 昭和55年7月9日 (至) 昭和58年4月1日	国年		
2	公務員共済	(自) 昭和58年4月1日 (至) 昭和61年4月1日	共済		
3	湯島学園大学	(自)昭和61年4月1日 (至)	私学	東京都千代田区富士見12-12-12	
					·
		·			
					·

事業所名称(支店名等)、船舶所 有者名称または共済組合名称等	勤務期間(注)または 国民年金の加入期間	年金制度	事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金加入当時の住所	備考
				-
				<u></u>

(3) 印字されていない年金加入期間について(私学共済以外の期間)

2ページ (続紙を含む) に印字されている期間以外に年金加入期間 (私学共済以外) がある 場合は、その期間を下欄にご記入ください。年金制度等の名称は以下の枠内から該当するも のをお選びください。

※私学共済について印字されていない期間がある場合は、14ページにご記入ください。

【年金制度等】

- 国民年金法 (第1号被保険者・第3号被保険者) カ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 7 キ 恩給法
- 厚生年金保険法 1
- ウ 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)
- エ 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法

	事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合 名称等(注)	勤務期間または 国民年金の加入期間	年金制度等(ア〜キ)	事業所 (船舶所有者) の所在地 または国民年金加入当時の住所
1		(自)		
2		(自)		
3		(自)		

(注)加入していた年金制度が国民年金の場合、事業所名称の欄には「国民年金」とご記入ください。

(4) 改姓・改名をしているときは、旧姓名をご記入ください。

	(フリガナ)	
旧姓名	(氏)	(名)

改姓・改名した時期	昭和平成	年	月	日
-----------	------	---	---	---

- (5) (6) については、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間の合計が25年以上(原則)と なる方はご記入不要です。
- (5) 20歳から60歳までの期間で年金に加入していない期間がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。
 - ●該当番号を下記番号から選択してください。
 - 〇昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間
 - 1 配偶者が下記ア〜キの制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
 - 2 配偶者が下記ア~キの制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
 - 3 本人または配偶者が下記ア~キの制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間
 - 4 本人または配偶者が下記ア〜キの制度から障害年金を受けることができた期間
 - 5 本人が下記ア~キの制度から遺族に対する年金を受けることができた期間
 - 6 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間
 - 7 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間
 - 〇国民年金に任意加入しなかった期間
 - 8 本人が日本国内に住所を有さなかった期間
 - 9 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
 - 10 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間
 - 11 本人が昭和61年4月以後の期間で下記ア〜ケの制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間 ただし、ウ~ケの制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く。
 - 〇その他の期間
 - 12 本人か配偶者が下記以外の年金や恩給を受けていた期間
 - 13 上記のいずれにも該当しない期間
 - ア. 厚生年金保険法
 - ウ. 国家公務員共済組合法

 - 才. 私立学校教職員共済法
 - キ。地方公務員の退職年金に関する条例 ケ. 改正前の地方公務員等共済組合法 (地方議会議員共済)
- イ、船員保険法 (昭和61年4月以後を除く)
- 工. 地方公務員等共済組合法
- カ。廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
- ク. 廃止前の国会議員互助年金法

	20歳~60歳の加入していない期間	年齢	上記1~13 の該当番号	学校や勤め先等 (自営業、専業主婦等)	住所 (市区町村)	婚姻した日 配偶者の勤め先	*職員 使用欄
1	(自)	歳					
1	(至)	歳					
2	(自)	歳					
	(至)	歳					
3	(自)	歳					
Ĺ	(至)	歳					
4	(自)	歳					
	(至)	歳					
5	(自)	歳					
Ľ	(至)	歳					
6	(自)	歳					
Ľ	(至)	歳					
7	(自)	歳					
Ĺ	(至)	歳					
8	(自)	歳					
Ľ	(至)	歳					

(6)	配偶者(であった方も含みます)の氏名、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。
	なお、婚姻履歴が複数ある場合は、任意の用紙に記入してください。
	※6ページ(1)に記入いただく場合は記入不要です。

カナ氏名	()
漢字氏名	()
生年月日	明治	大正	昭和	平成()年()月()日
基礎年金番号	(_)※基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。

現在の年金の受給状況等および雇用保険の加入状況についてご記入ください。

(1) 現在、公的年金の決定を受けていますか。該当する番号を〇で囲んでください。

1. 受けている	(全額支給停止の場合を含む)	②. 受けていない	3. 請求中	
The second secon				

①「1. 受けている」または「3. 請求中」を〇で囲んだ方(請求中の場合は年金の種類までご記入ください)

制度名 [2ページ(1)の表 ア〜クを選択]	年金の種類	支給開始年月	年金証書の年金コード または記号番号等
	□ 老齢または退職□ 障害□ 遺族または寡婦	昭和 平成 年 月 令和	
	□ 老齢または退職 □ 障害 □ 遺族または寡婦	昭和 平成 年 月 令和	
	□ 老齢または退職 □ 障害 □ 遺族または寡婦	昭和 平成 年 月 令和	

2つ以上の種類の年 金を受ける権利を得 た場合は、年齢、種 類等に応じ、いずれ かの年金を選択する ことになり、それ以 外の年金は支給停止 となることがありま す。その際には「年 金受給選択申出書」 の提出が必要です。

(2) 雇用保険に加入したことがありますか。「はい」または「いいえ」を〇で囲んでください。

	(はり	•	いいえ	「いいえ」を○で囲んだ方
1	雇用保険被保険 最後に雇用保険	者番号 (1(の被保険者でな	くなった日か	いら7年以上経過してい	1 1
	2 4 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	み、氏名をご記	入ください。)		7年以上経過している方 8 →雇用保険被保険者証等 のコピーを添付して
2	「いいえ」を〇 下の「事由書」 氏名をご記入く	の「ア」また	は「イ」	を○で囲み、	ください。

私は以下の理由により、雇用保険被保険者証等を添付できません。 (該当する項目を○で囲み、氏名をご記入ください)

- ア. 雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。
- イ. 雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。
- ウ. 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため。

氏名

(3) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当(船員保険の場合は失業保険金)または 高年齢雇用継続給付を受けていますか(または受けたことがありますか)。「はい」または「いい え」を〇で囲んでください。 ※受給を終了している場合は、終了日をご記入ください。

itu · (v	いえ	受給終了日	平成 令和	年	月	. 目
		<u> </u>				

(注) これから受ける予定のある方 は、私学事業団等にお問い合 わせください。

雇用保険関係の添付書類については、同封のパンフレットをご覧ください。

	裁定コード
34615	0 0 0
	0 0 0

配偶者はいますか	はい・	いいえ

「はい」または「いいえ」を〇で囲んでください。「はい」の場合は (1)を記入してください。

(1)配偶者についてご記入ください。

※記入	6 1 - D 0 0	
不要	維 生 5 3	

①配偶者の氏名、生年月日、個人番号(または基礎年金番号)、性別についてご記入ください。

処区	配偶者	(フリガナ)	ンガク	ハナ	- コ	配偶者の	昭和	
区 分 81	の氏名	(氏) 禾	ム 学	花	子	生年月日	平成 3	36年 8月10日
0 更区 2	配偶者の個人 番号(または 基礎年金番号)	9 8	7 6 5 4	3 2 1	0 0 0	配偶者 の性別	1. 男 ② 女	■ 締柄 ¹

※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

②配偶者の住所が年金を受ける方の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号	
フリガナ	
住 所	

- ③配偶者は現在、公的年金制度の年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。
 - 1. 老齢・退職の年金を受けている
- 3. 請求中
- ② 障害の年金を受けている
- 4. いずれも受けていない
- ↑·2·3のいずれかを〇で囲んだ方はご記入ください。 (請求中の場合は制度名と年金の種類までご記入ください)

制度名 [2ページ(1)の表 ア〜クを選択]	年金の種類	支給開始年月	年金証書の年金コードまたは記号番号等
1	□ 老齢または退職 ☑ 障害	昭和 平成 令和 22 年 5 月	1234 567890-1350
	□ 老齢または退職 □ 障害	昭和 平成 年 月	
	□ 老齢または退職 □ 障害	昭和 平成 令和 年 月	

(2)子についてご記入ください。

- ・18歳の年度末(例:高校3年の年度末)に達していない子
- ・厚生年金保険法に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

上記に該当する子がいる場合は、氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)および障害の状態についてご記入ください。

(3人目以降の子については余白にご記入ください。)

子の氏名	^(ブリガナ) シガク イチロウ ^(氏) 私 学 ^(名) 一 郎	生年月日	令和 21年 5	月 20 日 診
個人番号	I 3 5 7 2 4 6 8 0 0 0 (障害の状態	ある	なり
子の氏名	(プリガナ) (名)	生年月日	平成 令和 年	月 日 診
個人番号		障害の状態	ある	ない

配偶者・子がいる方のみ、同封のパンフレットをご覧いただいたうえで記入 してください。

加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

6ページで記入した配偶者または子は、ご本人(年金を受ける方)と生計を同じくしていることを申し立てる。

請求者本人氏名

私学太郎

-【生計維持とは】----

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

①生計同一関係があること

- 例) ・住民票上、同一世帯である。
 - ・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。

②配偶者または子が収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

ご本人 (年金を受ける方) に配偶者または子がいる場合

(1) 該当するものを〇で囲んでください(3人目以降の子については、余白を使用してご記入ください)。

配偶者または子の年収は、8	50万円未満ですか。
配偶者について	はい・ いいえ
子(名: 一郎)について	はい・いいえ
子(名:) について	はい ・ いいえ

(2) (1) で配偶者または子の収入について「いいえ」と答えた方は、配偶者または子の年収がこの年金の 受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。該当するものを〇で囲んでください。

			_
はい	•	いいえ	

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。 同封のパンフレットをご覧ください。

nessnen		organisario.	au secuent	
446	444.	(da es	1075	E223
恢	" 何")四日	埋	121
2000				

	任全を受け	ス古が訂え	する箇所は	(大林)	の部分です。
•	平並と又り	る刀が配入	くりる固別は	(A件/	の部のです。

届出書コード 届 年金コード	作成原因	進達番号
7 1 1 書 1 5 0	0.1	

1. ご本人(年金を受ける方)について、ご記入ください。

(1) 印字されている基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべてご記入ください。

同化层入内的		:	:		,		: -	:	:											:
厚生年金保険		İ		ì				i	•								: 1	. '		
国民年金							•		•								: 1	! '		
					i			į										. '		
船員年金						_			-											
		•	į	1													, ,	į – į		1
()		ŧ	ł	-			;	i	:	:				_		()	: ;	, '	•	:
手帳記号番号		:	;					į								;	: :	, '	;	
す戦闘が田の		•			•	,		<u>, </u>	•	,	_	• '	 		•				,	_

(2) 「個人番号(マイナンバー)」をご記入ください。(記入は必須ではありません。) マイナンバーをご記入いただくことにより、生年月日に関する書類(住民票等)の添付が不要になる場合があります。 また、年1回の現況の確認(現況届)や住所変更届等の提出が不要となります。 ただし、住民票の住所以外にお住まいの方など、住所変更の届出が必要となる場合があります。

 							
	l i	i i	1 :	1 1	i	1 1	
年今を呼けて七の個人		i i	1 :	1 1	1	1 1	
年金を受ける方の個人		i i	1 :	1 1	i	1 1	
		1 1	1 :	1 1	i	1 1	: I
番号(マイナンバー) 🛮		i i	1 :	1 1	I	1 1	
ma (, () e , ,)	1	1	1 :		I	• •	
		<u> </u>	<u> </u>				· · · · · ·

- ・ご記入いただいていない場合であっても、ご提出していただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。マイナンバーの登録後は、年1回の現況の確認(現況届)や住所変更の届出が原則不要になります。
- (3)以下の項目に該当しますか。「はい」または「いいえ」を〇で囲んでください。

1	国民年金、厚生年金保険、または共済組合等の障害給付の受給権者で国民年金の任意加入 をした方は、その期間について特別一時金を受けたことがありますか。	はい	•	いいえ
2	昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までに沖縄に住んでいたことがありますか。	はい	•	いいえ

2. 配偶者についてご記入ください。

配偶者について、基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべてご記入ください。

厚生年金保険 国民年金			-		1 2 3 4 4 4 5 7				_		; ; ; ; ; ; ;	1 1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
船員保険の			_						_				
手帳記号番号		:											

3. 振替加算に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

6ページで記入した配偶者はご本人(年金を受ける方)と生計を同じくしていることを申し立てる。

		1		
H	H			
尺	名			

- 【生計維持とは】---

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

①生計同一関係があること

- 例)・住民票上、同一世帯である。
 - ・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
- ②ご本人(年金を受ける方)が収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計維持されている場合

該当するものを〇で囲んでください。

①ご本人(年金を受ける方)の年収は850万円(所得655.5万円)未満ですか。

はい ・ いいえ	機構確認印	() 印
----------	-------	---	-----

② ①で「いいえ」を〇で囲んだ方は、ご本人の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。 該当するものを〇で囲んでください。

はい ・ いいえ

	年金事務所等6	の確認	事項	Г		•			
ア	健保等被扶養者 (第3号被保険者)	エ	義務教育終了前		令和	丘	耳	ы	提出
1	加算額または加給年金額対象者	才	高等学校等在学中	ı	ተታ ለከ	**	Я	П	挺山
ゥ	国民年金保険料免除世帯	力	源泉徴収票・所得証明等	L					

1 1 1 th to 1	ななの画公本の	计美祖长	由生事是	2117	~" === 1	ノゼキい			
4. 公的年金	金等の受給者の	大 食 稅 庆 寺	甲古書に、) V, (二記入	< 15 9 V	0		
提出年	令和	年	出日 令和	年	月 日	提出	1	1 5	
	≥を受ける方)のカナ氏 ド障害者・寡婦等に該当					記入ください	o		
氏 名	タロウ			生年	月日 昭	和35年0	7月	10日	İ
住 所 東京者	『文京区湯島8-8	- 8							
郵便番号	1 1 3 - 0 0 3	4	電話番号		<u>(407)</u>		_		
基礎年金番号	9500-987	7654							
本人障害	1. 普通障害 2. 特別障害	寡婦等地方	寡婦 2. ひ党控除(退職所得を除寡婦 5. ひ		本人所得	年間所得900万			ン

(2) 上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。 (ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

	フリガナ 氏 名 個人番号(マイナンバー	続柄	生年月日 種別	障害	同居・別居 の区分 非居住者 所得金額
源泉控除 対象配偶者 または 障害者に該		1. 夫2. 妻	1明 3大 年 月 日 2. 老人	 普通障害 特別障害 	1. 同居 2. 別居 1. 非居住 万円 (年間)
単音有に該 当する同一 生計配偶者	配偶者 の区分 (1.65歳以上の場合、年金 2.65歳未満の場合、年金	額が1587	7円以下 100円	退職所得	と配偶者所得、 の有無から該 ードを記載)
控除対象			1 明 3 大 5 昭 7 平 年 月 日	 普通障害 特別障害 	1. 同居 2. 別居
技養親族 (16歳以上)			1. 特定 2. 老人 1明 3大 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 非居住 万円 (年間) 1. 同居 2. 別居
扶養親族			1. 特定 2. 老人 7平成 9令和 年 月 日	 普通障害 特別障害 	1. 非居住 万円 (年間) 1. 同居 2. 別居 1. 非居住 万円 (年間)
(16歲未満)			7 平成 年 月 日 9 令和	 普通障害 特別障害 	1. 非居住 万円 (年間) 1. 同居 2. 別居 1. 非居住 万円 (年間)
摘要					

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。(申告書は年金事務所に用意してあります) ※「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。 ※控除対象配偶者や扶養親族の個人番号を確認する書類は提出する必要はありません。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001

公務員共済独自項目

退職一時金受給額の返還に係る項目

「あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額」欄に返還額の記載のある方のみ、下記の「返還方法」及び「氏名欄」にご記入ください。退職一時金に係る返還見込額が、*円で表示されている場合は記入不要です。

〇あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額

あなたが退職時に受給した退職一時金に係る返還見込額は、次のとおりです。

退職一時金に係る返還見込額 *,***,*** 円

※上記の金額は、支給開始年齢到達時において老齢厚生年金の受給権(年金を受ける権利)が発生した場合の見込額です。実際の年金決定において受給権発生時点が異なった場合は、返還額も異なることとなりますのでご了承ください。

※退職一時金を2回以上受給している方については、合算して返還見込額を記載しています。

〇返還方法

希	望	す	る	返	還	方	法	の	番	号	を	0	で	囲	W	で	<	だ	z	V	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

THE TO SO	を進りなる H v E O C H v C C C C C C C C C C C C C C C C C
1	年金の支給期ごとにその支給額の2分の1を返還に充当する。 (年金から控除されますので、手続きが不要です。)
2	1年以内に現金で一括または分割して返還する。

※「2」により現金での返還を希望された場合でも、1年以内に全額の返還が行われていないときは、「1」の返還方法に変更させていただきますので、ご了承願います。

L	話	σ	;₩	淵	+	迚	7	314	淵	4	Z	7	1	ゃ	Ħ	Ì	4	7	#	士	
Γ	ĦP.	(I)	7/X	7呆	π	₹ 7 ≒	(-	7/X	752	Q.	\sim			7	ш	1 /	١,,		=	9	-

							_	_	 _					 	 	 		
	E	毛名	呂木	闌														

給付制限事項に係る項目

次の事項に関して該当する場合、番号を〇で囲んでください。

1	組合員として懲戒免職または停職の処分を受けたことがある。
2	組合員として退職手当の支給制限等処分を受けたことがある。
3	禁錮以上の刑に処せられたことがある。

(公務員共済独自項目)

※ 年金からの所得控除 (寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除) を希望される方は、 下記の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

対象年 (提出年) 令和 6 年 分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(1) ご本人のカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、氏名および個人番号(マイナンバー)をご記入ください。

	シガク	タロウ			
氏 名	私学	太郎	-	生年月日	昭和35年07月10日
住 所	東京都	文京区湯島8-8-8			•
郵便	番号	1 1 3 - 0 0 3 4	個人番号	子(マイナン	バー)
基礎年	金番号	9500-987654	1 2 3 4 5 6	5 7 8 9	0 0 0
提出日.	雷話番号	をご記入ください。ご本人が障害者・	寡婦等に該当しない場合	は、下記事項を	○で囲む必要はありません。

提出日	令和 6 年 7 月20日 提出	本人障害	普通障害	特別障害
電話番号	03 – 9999 – 9999	寡婦等	寡婦 ひとり親	##/根接線 寡婦 ひとり親

(2) 上記の対象年の扶養親族等の状況についてご記入ください。 (ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がなく、ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

	氏 名 (フ リ ガ ナ) 個 人 番 号 (マイナンバー	続 柄	生年月日 種 別	1	障害	同居・別居・ 非居住者の区分	所得金額(退職 所得を含む)	退職所得を除いた所得金額
源泉控除 対象配偶者 又は	(29月14) シガク ハナコ 私 学 花 子 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0		明大 昭平 36年8月 老人 (配偶者の16.5 かつ7 0 ほ)	9% [1]	普通障害 特別障害 (配偶者の区分が「1」 又は「3」の場合)	同居 別居 非居住者	O 万円 (年間)	O 万円 (年間)
障害者に該 当する同一 生計配偶者	配偶者 の区分 ②給者の合計所得の見積額が9 1 配偶者の合計所得見積額 2 配偶者の合計所得見積額	質が48万	7円以下			得の見積額が 9 合計所得見積額が 者でない場合は	48万円以下	りません)
控除対象	(79 97)		明大 昭平 年 特定 老		普通障害 特別障害	同居 別居 非居住者	万円 (年間)	万円 (年間)
扶養親族	(7 9 #+)		明大昭平 年 月 特定 老		普通障害特別障害	同居 別居 非居住者	万円 (年間)	万円 (年間)
扶養親族 (16歳未満)	(21)#+) シガク イチロウ 私 学 一 郎 I 3 5 7 2 4 6 8 0 0	0 0	字 21年5月	20 回	普通障害特別障害	同居 別居 非居住者	万円 (年間)	万円 (年間)
	氏 名 (フ リ ガ ナ) 続柄 住 所		生年月日	異動月及び事		控除を受け 氏 住	る他の所得者 名 所	続 柄
他の所得者が	(79.84)	明大昭平令						
控除を受ける扶養親族等	(23.97)	明大昭平令						
摘要	私学花子は、身体障害者	手帳	の一級(平	龙成22	 2年4月1日	 交付)		

※「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。 (3) あなたが年金の支払いを受ける支払者(申告先)にレを一つ入れてください。

			国家公務員共済組合連合会	I	2010005002559	実施機関記入欄
	地		地方職員共済組合		2700150001147	大小巴拉及 大
年金の支払者	方公		地方職員共済組合団体共済部	法人	2100150001141	
(申告先)	務	\square	公立学校共済組合	番	8700150003179	
	共		警察共済組合	亏	9700150000613	
	済組		東京都職員共済組合]	2700150005742] [
	合		全国市町村職員共済組合連合会		4010005002573	

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。

私学共済独自項目

昭和54年12月31日以前に退職された経歴のある方へ

退職一時金返還についてのご案内です。説明をお読みいただき、<u>希望する返還方法を〇で囲んでください。</u> 退職一時金返還見込額が*円の場合は記入不要です。

退職一時金の返還

過去に退職一時金の支給を受けた方が、その後、老齢厚生年金を受けることになったときは、その退職一時金として受けた額に利子を加えて返還 していただくことになっています。

① 退職一時金の返還がなぜ必要なのか

退職一時金の制度は、昭和54年12月31日まであった制度です。

昭和61年4月の年金改正により、退職一時金の支給を受けた方について、退職一時金を受けていなかった方と全く同じ計算方式による年金が支給されることとなりました。このため、同一期間について年金と退職一時金の二重の給付が行われるのを防止する措置として、退職一時金の返還の仕組みが講じられました。

ただし、退職一時金の全額の支給を受けている場合(将来の年金を受けるための財源を残していない場合)に限り、その退職一時金の基礎となった加入者期間と、それ以外の私学共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者期間(私学共済厚生年金被保険者期間)とを合計しても20年未満の場合には、退職一時金の基礎となった期間は年金額の計算の算定基礎にはなりませんので、その期間に基づいて受給した退職一時金については返還する必要はありません。

② 返還額の計算

退職一時金の返還額は、支給を受けた退職一時金の額に、利子相当額(一時金が支給された月の翌月から年金の受給権が発生する月までの期間につき、政令で定める利率により複利計算した額)を加えた額です。年金の受給権が発生するまでの利息計算とされていることから、あらかじめ返還していただくことはできない仕組みとなっています。

退職一時金返還見込額	*,***,*** [円
------------	--------------

※ 上記の金額は、支給開始年齢到達時において老齢厚生年金の受給権が発生した場合の見込額です。 実際の年金決定において受給権発生時点が異なった場合は、返還額も異なることとなりますので、 ご了承ください。

希望する返還方法(1または2)を○で囲んでください。

1	私は、返還すべき額を年金の支給期ご とにその支給額の2分の1ずつ順次控 除することにより返還します。	年金の支給期ごとに支給額の2分の1を差し引き、返還額に達するまで差し引いて返還する方法です。 返還の期限はありませんので、返還が完了するまで長時間かかる場合もありますが、返還額が変わることはありません。また、在職中等で年金が全額停止されている間は、返還が生じません。
2	私は、返還すべき額を1年以内に一括または分割で返還します。	年金が決定されてから1年以内に、払込通知書により 一括または分割で金融機関から払い込むことにより返 還する方法です。 (払込通知書は、年金決定後にお送りします。)

※「2」の返還方法につきましては、1年以内に返還しなければなりませんし、金融機関から払い込むお手数 をおかけすることになりますので、年金支給額から差し引いて返還する「1」の方法をお勧めします。

2ページに印字されていない私学共済の年金加入期間について

2ページ (続紙を含む) に印字されている期間以外に<u>私学共済の年金加入期間 (退職一時金全額受給済期間含む) がある場合</u>は、その期間を下欄にご記入ください。

	加入学校名	資	格取得	年月日			退職年	月日	
1		昭平令	年	、月	日	昭平令	年	月	日
2		昭平令	年	月	Ħ	昭平令	年	月	H
3		昭平令	年	月	目	昭平令	年	月	日

国会議員・地方議会議員の就任期間について

国会議員や地方議会議員であった期間がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。 (就任中である場合は、「退任年月日」の欄に「就任中」とご記入ください。)

	議会名称	(議員	就任年 となっ	月 日 た年月	目)	退任年月日			
1		昭平令	年	月	日	昭平令	年	月	目
2		昭平令	年	月	Ш	昭平令	年	月	目
3		昭平令	年	月	目	昭平令	年	月	日

海外の年金制度の加入期間について

日本以外(海外)の年金制度に加入したことがある場合は、下欄にご記入ください。

国 名	加入期間	相手国についての年金請求書類の送付を今回希望しますか?				
	(自) (至)	1. 希望する 2. 希望しない				
	(自)(至)	1. 希望する 2. 希望しない				

学校証明欄

在職中に請求事由が生じた場合は、学校法人等代表者の証明を受けてください。 (退職日の翌日以後に請求事由が生じた場合は必要ありません。)

上記の請求は、事実と相違ないことを証明します。

令和 6 年 7 月 20 日

学校法人等

所 在 地 東京都千代田区富士見 | 2 - | 2 - | 2

布 学校法人 湯島学園大学

代表者名 理事長 湯島 大治郎

電話番号 03-3333-0000

老齢を支給事由とする年金は、所得税法上では「雑所得」として課税の対象となり年金支給のつど源泉徴収されます。 この源泉徴収に際し、所得控除(寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除)を受けようとするときは、 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を記入のうえ、提出してください。

C L 0 1 4	令和 6 年分 公的年金	会等の	受給者	の扶	養親族等	申告	書	
逾町税務署	居長殿 市区町村長殿				令和	6 年	7 月20	日 提出
(1) 5	受給権者の状況	T		10. 44	2/ 14 - 0 - 01			
基礎年	金番号 9500-987654	加入者番号	県コード 1 3	学種 A	学校番号	9 0	個人番	9 0
フリガナ	シガク タロウ	200 600						
氏 名	私学 太郎	生年	月日		昭和35	年07	月10日	
住 所	東京都文京区湯島8-8-8							
11. //	郵便番	号 11	3 – 0 (34	電話番号	03	-9999-	9999
個人番	号(マイナンバー) 123456789000							

(2) 扶養親族等の状況

あなたに配偶者控除または障害者控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び扶養親族がなく、かつ、あなた 自身が障害者、寡婦等に該当しない場合は、記入する必要はありません。

区分	氏	ガナ 名 マイナンバー)	続 柄	生年月日	年間所得 の見積額	住方	所または居所
源泉控除 対象配偶者 または		ハナコ 老 (*) 花 子 3 2 1 0 0 0		明·大·昭·平 36·8·10	O 万円 (年間)	別居非居住者	住者の場合は住所または居所
障害者に該 当する同一 生計配偶者	受給権者本	、する場合は、下 人の合計所得な 人の合計所得な	5 9 0 0	万円以下	①. 配偶 2. 配偶	者の合計所得が	48万円以下 48万円超~95万円以下
控除対象 扶養親族	(15)	老・特(名)		明・大・昭・平	万円	別居非居住者	住者の場合は住所または居所
(16歳以上)	(K)	老・特		明・大・昭・平	万円(年間)	別居非居住者	住者の場合は住所または居所
扶養親族	(F()	(%)		平・令	万円	別居非居住者	住者の場合は住所または居所
(16歳未満)	シガク (*) 私 学 I 3 5 7 2 4	イチロウ ^(名) 一 郎 680000	子	(平) 令 21 · 5 · 20	O 万円 (年間)	同居 別居・非居 別居 非居住者	住者の場合は住所または居所
障害者	私学	花子		普通 特別 普通 特別	手帳の種類 手帳の種類	身体 等級	交付年月日 昭・平・令 22年 4 月 1 日 交付年月日 昭・平・令 年 月 日

寡婦等	赛	婦	ひとり親
退職所得を除いた所得			住民税) 控除のみ
見積額で要件に該当	寡	婦	ひとり親
計に終日			
摘要	ı		
间女	ı		

※扶養親族(16歳未満)欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載欄を兼ねています。 年金の支払者 日本私立学校振興・共済事業団 法人番号 6010005002596

② 老龄•退職給付 年金請求書[見本]

18~26ページの請求書は、支給開始年齢到達後に老齢厚生年金の受給権が発生する場合に使用します。

【送付実施機関:私学事業団(4号)】

1ページ/9ページ

老齡・退職給付 年金請求書(老齢厚生年金・退職共済年金)

- 黒	インクのボール	ペンでご記入くた	どさい。	、枠)の部分です。 シ等は、使用しないで		受付年月日
	共通項目					
年纪	金を受ける方	ラご本人につい	いて太枠内	をご記入くだる	さい。	
34	4361 裁定コート	fm 7 本平只	県学種	学校番号	個人番号	61 D 日
3	郵便番号					
	フリガナ	ト ドウ フ ケン	シ グン	ク チョウ・マチ・ムラ	7	
ſ	住 所	都道府県	市郡	区 町·村		
	フリガナ				性別	
J	氏 名 (氏)		(名)		1. 男 2. 女	
į	基礎年金番号			生年月日	昭和	年 月 日
(個人番号 (マイナンバー)			電話番号	()	-()-()
1.	金の受取口屋 受取機 金融機関(ゆうちょ銀 ゆうちょ銀行(郵便屋	関 ※ 限行を除く)	フリガナ (氏)			R険労務士の提出代行者欄 の振込みはできません。
	マイナポータル等で登	WINDS OF STREET	氏 名			
※下柱	欄に記入する年金送金	先が公金受取口座の場合	合は、上欄の「3.マイナ 銀行 金庫	ポータル等で登録済の口	コ座を指定」を○で囲 本店 預: 支店 種!	口座番号(左詰めて記入)
年	金 融 機 関	4	信組 農協 信連 信漁連 漁協		出張所 1普本所 支所	
金送	金融機関コート	F	支店コード		全融機関	またはゆうちょ銀行の証明欄
金先		貯金通帳の口座			※通帳等の写	でし(金融機関名、支店名、預金種別、口座 ろフリガナ、口座番号の面)を添付する場
	ゆうち 記号(左記	詰めで記入)	番号(右詰めで記	3入)	合、または、	マイナポータル等で登録済の口座を指定 正明は不要です。
	銀行	-				ガナと口座名義人氏名フリガナが ることを確認してください。 受取機関の証明

これまでの年金の加入状況についてご記入ください。

(1) 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがある場合は、枠内の該当する記号を○で 囲んでください。

ア国民年金法

力 私立学校教職員共済法

イ厚生年金保険法

キ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法

ウ 船員保険法(昭和61年4月以降を除く)

ク恩給法

工 国家公務員共済組合法

ケ 地方公務員の退職年金に関する条例

才 地方公務員等共済組合法

コ旧市町村職員共済組合法

(2) 公的年金制度の加入経歴について、古い順に記入してください。

履歴(公的年金制度加入経歴)

※できるだけ詳しく、正確に記入してください。

※必ず私学共済の加入経歴もご記入ください。

- (注1)加入していた制度が国民年金の場合、事業所名称の欄には「国民年金」とご記入ください。 (注2)年金制度は上記(1)をご覧のうえ、「ア」〜「コ」から該当する制度を記入してください。

	事業所名称(支店名等)、船舶所 有者名称または共済組合名称等 (注1)	勤 務 期 国民年金	間 ま の加 <i>フ</i>	たは、期間	Ì	年金 制度 (注2)	事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金加入当時の住所	備考
		(自)昭·平·令	年	月	日			
1		(至)昭·平·令	年	月	日			
		(自)昭•平•令	年	月	日			
2		(至)昭•平•令	年	月	日			
		(自)昭·平·令	年	月	日			
3		(至)昭·平·令	年	月	日			
		(自)昭•平•令	年	月	日			
4		(至)昭·平·令	年	月	В			
		(自)昭·平·令	年	月	日			
5		(至)昭·平·令	年	月	日			
Custo.		(自)昭·平·令	年	月	日			
6		(至)昭·平·令	年	月	日			
U.J.A.		(自)昭·平·令	年	月	日			
7		(至)昭·平·令	年	月	В			
		(自)昭•平•令	年	月	H			
8	_	(至)昭・平・令	年	月	日			
200		(自)昭·平·令	年	月	日			
9		(至)昭•平•令	年	月	日			
		(自)昭•平•令	年	月	日			
10		(至)昭•平•令	年	月	日			

(3) 改姓・改名をしているときは、旧姓名をご記入ください。

	(フリガナ)	
旧姓名	(氏)	(名)

改姓・改名した時期	昭和 平成 令和	年	月	Н

- ※下の(4)と(5)については、保険料納付済期間(一般厚生年金や共済組合等の加入期間を含む)と保険料免除期間の合計が25年以上(原則)ある方はご記入不要です。
- (4) 20歳から60歳までの期間で年金に加入していない期間がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

該当番号を下記番号から選択してください。

○昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間

- 1 配偶者が下記ア〜キの制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
- 2 配偶者が下記ア~キの制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
- 3 本人または配偶者が下記ア〜キの制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間
- 4 本人または配偶者が下記ア~キの制度から障害年金を受けることができた期間
- 5 本人が下記ア~キの制度から遺族に対する年金を受けることができた期間
- 6 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員及び特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間
- 7 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間

○国民年金に任意加入しなかった期間

- 8 本人が日本国内に住所を有さなかった期間
- 9 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
- 10 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間
- 11 本人が昭和61年4月以後の期間で下記ア〜ケの制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間ただし、ウ〜ケの制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く。

○その他の期間

- 12 本人か配偶者が下記以外の年金や恩給を受けていた期間
- 13 上記のいずれにも該当しない期間
 - ア. 厚生年金保険法
 - ウ. 国家公務員共済組合法
 - 才. 私立学校教職員共済法
 - キ. 地方公務員の退職年金に関する条例
 - ケ. 地方公務員等共済組合法(地方議会議員共済)
- イ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)
- 工. 地方公務員等共済組合法
- カ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
- ク, 廃止前の国会議員互助年金法

	20歳~60歳の加入していない期間	年齢	該当番号	学 校 や 勤 め 先 等 (自営業、専業主婦等)	住 所 (市区町村)	婚 姻 し た 日 配偶者の勤め先	*職員 使用欄
1	(自) (至)	, 歳					:
2	(自) (至)	歳歳					
3	(自) (至)	,歳 ,歳					
4	(自) (至)	、歳					
5	(自) (至)	歳歳					
6	(自) (至)	、歳					
7	(自) (至)	成歳					
8	(自) (至)	, 歳 , 歳					

(5) 配偶者(であった方も含みます)の氏名、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。 なお婚姻履歴が複数ある場合は、任意の用紙に記入してください。 ※5ページ(1)に記入いただく場合は記入不要です。

カナ氏名	()			
漢字氏名	()			
生年月日	(明治)	(大正) (昭和) (平成) () 年 ()月() 日
基礎年金番号 (_)※基礎年金番号はわかる	範囲でご記入くだ	さい。	

現在の年金の受給状況等及び雇用保険の加入状況についてご記入ください。

- (1) 現在、公的年金の決定を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。
 - 1. 受けている (全額支給停止の場合を含む) 2. 受けていない 3. 請求中
 - ①「1. 受けている」または「3.請求中」を○で囲んだ方(請求中の場合は年金の種類までご記入ください)

制度名 [2ページ(1)の表 ア〜クを選択]	年金の種類	支給開始	始年月	年金証書の年金コード または記号番号等
	□ 老齢または退職 □ 障害 □ 遺族または寡婦	昭和 平成 令和	年 月	
	□ 老齢または退職 □ 障害 □ 遺族または寡婦	昭和 平成 令和	年 月	
	□ 老齢または退職 □ 障害 □ 遺族または寡婦	昭和 平成 令和	年 月	

2 つ以上の種類の年金を受ける権利を得た場合は、年齢、種類等に応じ、いずれかの年金を選択することになり、それ以外の年金は支給停止となることがあります。その際には「年金受給選択申出書」の提出が必要です。

(2) 雇用保険に加入したことがありますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

	はい	ر)		いいえ		「いいえ」を○で囲んだ方	
1	「はい」を○で囲 雇用保険被保険 最後に雇用保険の 方は被保険者番号 「ウ」を○で囲み、	者番号 被保険者で 号を記入す	なくなったE る必要はあ	日から 7 年以上経 りません (下の「	過している ―	でご記入ください。	
	雇用保険 被保険者番号					■ 雇用保険被保険者証 等のコピーを添付し	
2	「いいえ」を○で 下の「事由書」 氏名をご記入くか	の「ア」		゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙	囲み、	<u>てください。</u>	

事 由 書 私は以下の理由により、雇用保険被保険者証等を添付できません。

(該当する項目を○で囲み、氏名をご記入ください)

- ア、雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。
- イ. 雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。
- ウ. 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため。

氏名

(3) 60 歳から 65 歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当(船員保険の場合は失業保険金)または 高年齢雇用継続給付を受けていますか(または受けたことがありますか)。「はい」または「いい え」を○で囲んでください。

※受給を終了している場合は、終了日をご記入ください。

(注) これから受ける予定のある方 は、私学事業団等にお問い合 わせください。

雇用保険関係の添付書類については、同封のパンフレットをご覧ください。

34615 | 裁定コード 0 0 0

配偶者は いますか はい ・ いいえ

「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。「はい」の場合は(1)を記入してください。

(1)配偶者についてご記入ください。

6 等	1	-			D 0 0
要				生	

① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号(または基礎年金番号)、 性別についてご記入ください。

	40.57	配偶者	(フリガナ)		配偶者の	昭和	
分分	処区 81	の氏名	(氏)	(名)	生年月日	平成	F 月 日
0	更区 2	配 偶 者 の 個人番号(または 基礎年金番号)			配偶者 の性別	1. 男 2. 女	続柄 01 02

※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所が年金を受ける方の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号		-		
フリガナ				
住 所				

- ③ 配偶者は現在、公的年金制度の年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。
 - 1. 老齢・退職の年金を受けている
- 3. 請求中
- 2. 障害の年金を受けている
- 4. いずれも受けていない

1・2・3のいずれかを○で囲んだ方はご記入ください。 (請求中の場合は制度名と年金の種類までご記入ください)

制度名 [2ページ(1)の表 ア〜クを選択]	年金の種類	支約	合開始年月	1	年金証書の年金コード または記号番号等
	□ 老齢または退職 □ 障害	昭和 平成 令和	年	月	
	□ 老齢または退職 □ 障害	昭和 平成 令和	年	月	
	□ 老齢または退職 □ 障害	昭和 平成 令和	年	月	

(2) 子についてご記入ください。

- ・18歳の年度末(例:高校3年の年度末)に達していない子
- ・厚生年金保険法に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

上記に該当する子がいる場合は、氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)及び障害の状態についてご記入ください。

(3人目以降の子については任意の用紙にご記入ください)

20 S. F. F. B.	(フリガナ)		平成	100
子の氏名	(氏)	(名) 生年月日	令和 年	月日
個人番号		障害の状態	ある	ない
	(フリガナ)		平成	2000
子の氏名	(氏)	(名) 生年月日	令和 年	月 日
個人番号		障害の状態	ある	ない

配偶者・子がいる方のみ、同封のパンフレットをご覧いただいたうえで記入してください。

加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

5ページで記入した配偶者または子は、請求者本人(年金を受ける方)と生計を同じくしていることを申し立てる。

請求者本人氏名	

-----【生計維持とは】---

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計同一関係があること
 - 例)・住民票上、同一世帯である。
 - ・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
- ② 配偶者または子が収入要件を満たしていること 年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

ご本人 (年金を受ける方) に配偶者または子がいる場合

(1)該当するものを○で囲んでください(3人目以降の子については、余白を使用してご記入ください)。

配偶者または子の年収は、850万円未満ですか。								
配偶者	について	はい ・ いいえ						
子(名:)について	はい・ いパルえ						
子(名:)について	はい ・ いいえ						

(2) (1)で配偶者または子の収入について「いいえ」と答えた方は、配偶者または子の年収がこの年金の 受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円) 未満となる見込みがありますか。該当するものを○で囲んでください。

はい・ いいえ

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。同封のパンフレットをご覧ください。

私学共済独自項目

過去に退職一時金を受けている場合、希望する返還方法(1または2)を○で囲んでください。

1	私は、返還すべき額を年金の支給期ごとにその支給額の2分の1ずつ順次控除することにより返還します。	年金の支給期ごとに支給額の2分の1を差し引き、 返還額に達するまで差し引いて返還する方法です。 返還の期限はありませんので、返還が完了するまで 長時間かかる場合もありますが、返還額が変わるこ とはありません。また、在職中等で年金が全額停止 されている間は、返還が生じません。
2	私は、返還すべき額を1年以内に一括 または分割で返還します。	年金が決定されてから1年以内に、払込通知書により一括または分割で金融機関から払い込むことにより返還する方法です。 (払込通知書は、年金決定後にお送りします)

^{※「2」}の返還方法につきましては、1年以内に返還しなければなりませんし、金融機関から払い込むお手数をおかけすることになりますので、年金支給額から差し引いて返還する「1」の方法をお勧めします。

国会議員・地方議会議員の就任期間について

国会議員や地方議会議員であった期間がある場合には、その期間を下欄にご記入ください。 (就任中である場合は、「退任年月日」の欄に「就任中」とご記入ください)

	議会名称	就 (議員	任 年 となっ	月 日 た年月日)	退	任 年	: 月	日
1		昭平令	年	月 日	昭平令	年	月	日
2		昭平令	年	月 日	昭平令	年	月	日
3		昭平令	年	月 日	昭平令	年	月	日

海外の年金制度の加入期間について

日本以外(海外)の年金制度に加入したことがある場合は、下欄にご記入ください。

国名	加入期間	相手国の年金請求書類の送付を希望しますか?				
	(自) (至)	1. 希望する	2. 希望しない			
	(自) (至)	1. 希望する	2. 希望しない			

学校証明欄

在職中に請求事由が生じた場合は、学校法人等代表者の証明を受けてください。 (退職日の翌日以後に請求事由が生じた場合は必要ありません)

上記の請求は、事実と相違ないことを証明します。
令和 年 月 日
学校法人等
所 在 地
名 称
代表者名
電話番号

老齢を支給事由とする年金は、所得税法上では「雑所得」として課税の対象となり年金支給のつど源泉徴収されます。 この源泉徴収に際し、所得控除(寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除)を受けようとするときは、 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を記入のうえ、提出してください。

L014	令	和	年分	公的分	F金等の党	を給者の打	夫養親族	等申告書		
税務署長殿 1) 受給	市区町村 権者の状況	 長殿					令和	年	月 日	· 技
基礎年金番号	7				加入者 県番号	コード 学種	学校番	号	個人番号	<u>+</u>
フリガナ 氏 名 ^(氏)		(名)			生年月日	大・明	Z 4	E F	I	日
住 所——				郵便番	号 -	- 7	電話番号	_	_	
2) 扶養業		章害者控除の対象			対象扶養親加	実及び扶養新	現族がなく、	かつ、あ	なた自身が	が障
身婦等に該当 区分	フ氏	記入する必要に リガナ : 名 マイナンバー)	まあります 続柄	生年月日	年間所得 の見積額		住所	または居所	f	
源泉控除 対象配偶者 または	(氏)	(名)	配偶者(法律婚)	明・大・昭・平	万	同居 別居 別居者)非居住者	別居・非居住	E者の場合は	住所または	舌所
障害者に該 当する同一 生計配偶者	受給権者本	記入する場合は 人の合計所得か 人の合計所得か	₹900 万円	以下	「れかに必す 1. 配 2. 配	゛○をつけ 【偶者の合計 【偶者の合計	てください 所得が 48 7 所得が 48 7	万円以下 万円超~ 95	万円以下	
控除対象	(氏)	老・特(名)		明・大・昭・平	万	同居	別居・非居住		住所または	 居所
扶養親族	(氏)	老·特		明・大・昭・平	万	同居	別居・非居住	主者の場合は	住所または	 居所
扶養親族	(氏)	(名)		平·令	万 (年)	同居 別居 別居 非居住者	別居・非居住	住者の場合は	住所または	舌所
(16 歲未満)	(氏)	(名)		平·令	万 (年)	同居 別居	別居・非居住	主者の場合は	住所または	
障害者	(氏)	(名)		普通特別	手帳の種類	NALLE	等級	交付年月 昭·平·令	年 月	月
	(氏)	(名)		普 通 特 別	手帳の種類		等級	交付年月 昭·平·令	年 月]
寡婦等 退職所得を 除いた所得 見積額で要	寡 婦 地方税 (個人住 寡 婦	ひとり親 ER税) 控除のみ ひとり親								

※扶養親族(16歳未満)欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載欄を兼ねています。

③ 老齢・退職給付 年金請求書パンフレット(抜粋)

支給開始年齢到達により老齢厚生年金の受給権が発生する場合の年金請求書 パンフレットにおける添付書類の説明部分を抜粋しました。

年金請求に必要な添付書類

「年金請求書」を提出される前に、添付書類をご確認ください。

必要な添付書類の確認

あらかじめご了承ください。

配偶者は年金を受ける方より年上で スタート 年金を受ける方の一般厚 はい すか。 生年金と私学共済、公務 はい 員共済組合の加入期間の いいえ はい 配偶者や子はいますか。 合計は、20年以上ですか。 子 …年金を受ける方が原則 番号1~3、A、C、 65歳到達時点で①また 番号1~5、 いいえ は②に該当する子 Dをご覧ください。 A~Dをご ①18歳になった後の最初の3 * 左記①または②に該当 暫ください。 月31日まで する子がいる場合は、 年金を受ける方は一般厚生 ②厚生年金保険法に定める障 番号4、5、Bもご覧ください。 年金の加入期間があります 害等級1級・2級の障害の 状態(障害者手帳の等級と (私学共済、公務員共済以外の一 は異なります) にある場合 配偶者は一般厚生年金と私学共済、公務員共済 般厚生年金期間がない場合は「い は20歳未満 組合に合計20年以上、またはいずれかに20年以 いえ」になります。) はい 上加入していましたか。 いいえ いいえ はい いいえ 番号1~3、A、C、Dをご覧ください。 番号1~4、6、A、

* すでに日本年金機構の老齢厚生年金が決定されている女性の方については、日本年金機構での老齢厚生年金の年金請求 時に、配偶者または子との身分関係や生計維持が確認できる書類を提出されている場合、番号4、5、6、Bの書類の添付は 不要なことがあります。



戸籍・住民票は、64歳(誕生日の前日)以降に交付されたもので、かつ、年金請求書提出日 の6か月以内に交付されたものをご用意ください。

C、Dをご覧ください。

- 添付する書類について、「コピー」「コピー可」と記載されている書類以外は、原本を添付してください。 戸籍・住民票がホッチキスで綴られている場合は、外さずに添付してください。

年金請求書を提出するすべての方に必要な書類

巻号1~6及び記号Δ~Dで「沃付する書箱」が重複した提会け、1部を沃付してください

ご本人の状況によっては、住民票、所得関係書類が必要となる場合があります。

番号1~6及び記号A~Dでl添付する書類」が重複した場合は、1部を添付してください。					
番号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェッ ク欄
1	ı	すべての方	「年金を受ける方」の生年月日を明らかにできる書類 ・戸籍の抄本(戸籍の一部事項証明書) ・戸籍の謄本(戸籍の全部事項証明書) ・住民票 ・住民票の記載事項証明書	・生年月日を明らかにできる書類は、請求書へのマイナンパー記載及び番号2の書類の提出により省略できます。	
2	年金 請求書 1ページ	すべての方	記載されたマイナンバーの番号確認のための書類 ・ 年金請求者本人のマイナンバーカード (個人番号カード)表・裏両面のコピー 等	 請求書へのマイナンバー記載及び番号 2の書類の提出により、他の添付書類 を一部省略できます。詳細は次々ペー ジ上段を参照してください。 	
3	年金 請求書 1 ページ	すべての方	年金の受取口座に関する書類	・年金請求書に記載の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることが必要です。 ・公金受取口座を指定する場合は、「3.マイナポータル等で登録済の口座を活定」を口で囲み、受取口座をご記入ください。 ・3.に〇をし、年金請求書を私学事業団に提出した場合、その後に公金受取口座の登録を変更すると私学事業団の呼取口座の登録を変更しますが、他実施機関の受取口座となります。	

配偶者または子(注)がいる方に必要な書類

(注) 前ページ上段のフローチャートにおいて、「番号 4 、5 、6 」の確認が必要になった方は、下記をご覧ください。 それ以外の方は、下記の添付書類は不要です。

なお、すでに一般厚生年金や公務員共済の年金請求時に、配偶者または子との身分関係や生計維持が確認できる書類を提出されている場合、またはすでに加給年金額の決定を受けている場合は添付不要なことがあります。

番号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェッ ク欄
4	年金 請求書 6ページ (1) (2)	配偶者 がいる 方	配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる書類 ①・ご本人の戸籍の謄本(戸籍の全部事項証明書) ・ご本人の戸籍の勝本(戸籍の一部事項証明書) ・ご本人の戸籍の抄本(戸籍の一部事項証明書) ・ ご本人の戸籍の抄本(戸籍の一部事項証明書)を添付する方は、住民票に筆頭者欄の記載があるもの 配偶者の基礎年金番号を記入した場合は、基礎年金番号が確認できる書類 ③・配偶者の基礎年金番号通知書 ・その他配偶者の基礎年金番号が確認できる書類 コピー	・左記①の戸籍及び②の 世帯全員の住民票は、請 求書へのマイナンパー記 載及び番号2の書類の提 出により省略できます。 ・同一世帯でない場合の生計同一世帯で ない場合の生計同一に 関する書類」も併せてご 用意ください。なお、それ でない場合は、それ ではい場合は、それ ではの世帯ではの 関するは、それ では、それ では、それ では、それ では、それ では、ここと では では、ここと では では では では では では では では では では では では では	
		子が いる方	子とご本人の身分関係を明らかにできる書類(①と②の両方) ①・子とご本人それぞれの戸籍の抄本 (戸籍の一部事項証明書) ・ご本人の戸籍の謄本(戸籍の全部事項証明書) ②世帯全員の住民票(コピー不可)	・配偶者または子について、年間収入が850万円以上あり、受給権が発生したときから、おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがない場合は、添付は不要です。	
	年金請求書	(1)で 「はい」 と答えた 方	請求する年の前年(前年の書類の交付が受けられない時期においては前々年)の配偶者または子の収入か所得が確認できる書類 ①-所得証明書 ・課税(非課税)証明書 ・源泉徴収票 など 「コピー不可)	・同一世帯である場合、左 記5①の所得証明書等 は、請求書へのマイナン バー記載及び番号2の書 類の提出により省略でき ます。 ・収入か所得がない場合	
5	7ページ (1) (2)	(2)で 「はい」 と答えた 方	* 源泉徴収票を提出する場合は、任意の用紙に「源泉徴収票に記載されたもの以外の収入はないこと」と「原本であること」を明記し請求者ご本人の記名がある口述書を同封してください。 ((2)で「はい」と答えた方のみ) ②退職年齢を明らかにできる勤務先の就業規則等のコピー	であってもそのことを確認できる書類(非課税証明書等)が必要です。 ・ 左記に掲げた書類の他、次ページの「収入に関する認定書類」のいずれかの書類でも代用できます。なお、義務教育終了前の	
6	年金 請求一ジ	①で 「はい」 と答えた 方	請求する年の前年(前年の書類の交付が受けられない時期においては前々年)の配偶者または子の収入か所得が確認できる書類 ①・所得証明書 ・課税(非課税)証明書 ・源泉徴収票 など ・源泉徴収票を提出する場合は、任意の用紙に「源泉徴収票に記	子については、添付不要です。 ・複数の収入か所得がある場合(例えば、給与と不動産収入等)は、すべての収入が確認できる書類(所得証明書等)を添付してください。	
	94-9	②で 「はい」 と答えた 方	載されたもの以外の収入はないこと」と「原本であること」を明記し 請求者ご本人の記名がある口述書を同封してください。 (②で「はい」と答えた方のみ) ②退職年齢を明らかにできる勤務先の就業規則等のコピー	・退職年齢の確認書類等 の中で職種により退職年 齢が異なる旨の記載が ある場合は、該当者の職 種を特定できる書類(コ ピー可)も添付してくださ い。	

外国人の方における注意事項

年金を受ける方または配偶者について、外国人であることにより戸籍謄(抄)本に代えて属する国の公的機関が発行した証明書を添付する場合、また国外居住の外国人であることにより住民票に代えて居住する国の公的機関が発行した証明書を添付する場合は、当該書類に翻訳人を明記した和訳文も添付してください。

マイナンバーを利用した添付書類の一部省略について

マイナンバーを提供いただくことにより、マイナンバーによる情報連携の仕組みを利用して、私学事業団が地方自治体等の保有する情報を取得することで、戸籍や住民票、所得証明書等の添付書類の省略をすることができます。この場合、マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)及び提出する者が正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)※のために、次の書類のうちいずれか1点を提出してください。

- マイナンバーカード(個人番号カード) 表・裏両面
- 住民票(マイナンバー記載のもの)
- 通知カード (記載内容に変更がないものに限る)

<u>年金請求者ご本人</u>のいずれかの書類のコピー

- ※私学事業団が基礎年金番号、氏名、住所等をあらかじめ印字して本人に交付した届出書等を使用して届出を行う場合、 その届出書自体を身元(実存)確認書類として扱うため、別途、身元(実存)確認のための書類は不要です。
 - ・私学事業団が情報連携にて必要な情報を確認できなかったときは、改めて戸籍や住民票、所得証明書等を取得していただくこととなりますのでご了承ください。

同一世帯でない場合の生計同一に関する書類 (前ページの番号4)

* 「理由書」や「申立書」については、所定の用紙をお送りしますので、「電話相談室」へご連絡ください。

認定対象者の状況区分	提出書類
住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるとき	別世帯となっていることについての理由書
住所が住民票上異なっているが、現に日常生活を共にし、 かつ生活上の家計を一つにしているとき	・同居についての申立書 ・別世帯となっていることについての理由書 ・生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員や町内会長等 第三者の証明書またはそれに代わる書類(※)
単身赴任、就学または病気療養等のやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、その事情が消滅したときは、日常生活を共にし、生活上の家計を一つにするとき例) ①生活費、療養費等の経済的な援助がある場合②定期的に音信、訪問が行われている場合	・別居していることについての理由書 ・生活費等経済的な援助が行われている申立書 ・生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員や町内会長等 第三者の証明書またはそれに代わる書類(※)

※ 第三者の証明書に代わる書類について

次のいずれかの書類をご用意ください。

100~07音類をこ用感へたです。	
事項	提出書類(いずれもコピー)
	被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被保 険者証または組合員証等(被保険者記号・番号等は隠してコ ピーしてください)
給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与明細または賃金台帳等
税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票または課税(非課税)証明書等
定期的に送金がある場合	定期的に送金されていたことのわかる現金書留の封筒または預 貯金通帳等
単身赴任による別居の場合	辞令、出向命令、単身赴任手当が分かる証明書など
就学による別居の場合	学生証、在学証明書など
病気療養・介護による別居の場合	入院・入所証明、入院・入所に係る領収書など

収入に関する認定書類 (前ページの番号5・6)

* 請求する年の前年(前年の書類の交付が受けられない時期においては前々年)の収入か所得が確認できる書類は、次のいずれかで代用できます。

認定対象者	認定対象者の状況	提出書類(いずれもコピー)
	健康保険等の被扶養者 (国民健康保険は該当しません)	被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被 保険者証または組合員証等(被保険者記号・番号等は隠して コピーしてください)
配偶者等	国民年金第3号被保険者	第3号被保険者認定通知書(第3号被保険者資格該当通知書)または年金手帳(第3号被保険者である旨の記載があるものに限る)
	公的年金の加給年金額対象者または加算額対象者	年金証書及び決定通知書(裁定通知書)
	国民年金保険料免除者	国民年金保険料免除該当通知書または国民年金保険料免除申請承認通知書
	生活保護受給者	保護開始決定通知書
7	健康保険等の被扶養者 (国民健康保険は該当しません)	被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被 保険者証または組合員証等(被保険者記号・番号等は隠して コピーしてください)
子	高等学校等在学中の者	在学証明書または学生証
	公的年金の加給年金額対象者または加算額対象者	年金証書及び決定通知書(裁定通知書)
	義務教育終了前の者	書類は不要

その他「年金請求書」の記入内容によって必要な書類

記号	年金請求書の 該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック 欄
	年金請求書 5ページ (1)①	「母けでいる」	・年金証書 受けている給付 ・年金額決定(裁定)通知 ごとにそれぞれ ・遺族給与金証書 の書類のコピー	配偶者の年金に加算されている配偶者加給年金は、加算対象となる	
A	を答えた方 年金請求書	*ご本人が遺族または障害の年金を受けている場合は、「年金受給選択申出書」の添付が必要です。「年金受給選択申出書」が必要な場合は「電話相談室」へ連絡してください。	方の年金が未請求であると、過払いとなり返納していただく場合があります。		
В	年金請求書 6ページ (2)	年金を受ける方が原則 65歳到達時点で20歳未 満の障害の状態にある 子がいる方 *厚生年金保険法に定める 障害等級1級・2級の障害 の状態にある場合(障害者 手帳の障害者等級と異なり ます)	状況をお伺いし、所定の診断書をお送りします。 *子が特別児童扶養手当の支給対象者であり、特別児童扶養手当の直近の診断書(コピー可)を提出できる場合は、診断書の提出を省略できることがあります。この場合は、併せて特別児童扶養手当を受けていたことがわかる書類も提出してください。	その他提出が必要な書類がある場合があります。 「電話相談室」にお問い合わせください。	

^{*}審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

雇用保険関係書類



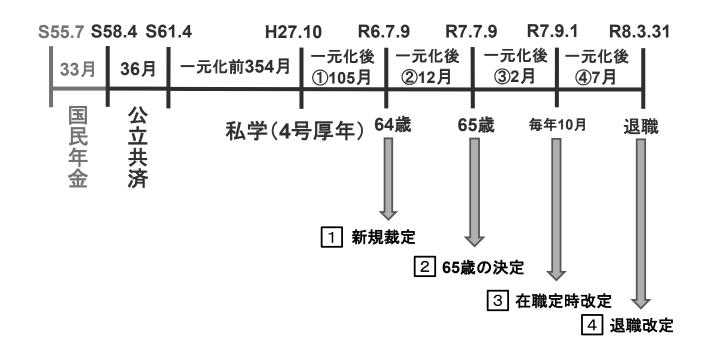
雇用保険に加入したことのある方は必ずご確認ください

記号	年金請求書の 該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック 欄
С	年金請求書 5ページ (2)	「はい」と答えた方で、最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年を経過していない場合	雇用保険被保険者番号を明らかにできる書類 ・雇用保険被保険者証 ・雇用保険受給資格者証 または雇用保険受給資格通知 ・船員失業保険証 ・高年齢雇用継続給付支給(不支給) 決定通知書	「いいえ」と答えた 方、または最後に被保 険者でなくなった日から7年以上経過して付い 高方は、書類の添書」 不要で項目を〇てくだ の氏名を記入してくだ い。	
D	年金請求書 5ページ (3)	「はい」と答えた方	(イ) 60歳から65歳になるまでの間に、ハローワークに 求職申込をしている、または基本手当を受けたこと がある(受けている)とき ・雇用保険受給資格者証のすべての面のコピー または雇用保険受給資格通知(全件版)のすべて のコピー (ロ) 60歳以降、高年齢雇用継続基本給付金または 高年齢再就職給付金の支給申請をしている、また は決定を受けている(受けていた)とき ・高年齢雇用継続給付支給(不支給)決定通知書 のコピー	左記(イ)・(ロ)の 両方に該当する場合 は、2つの書類を添付 してください。 *すでに受給を終了し でに受給を終了し でいる場合は、 後子 でいる場合は、 後子 でいる場合は、 とがい。	

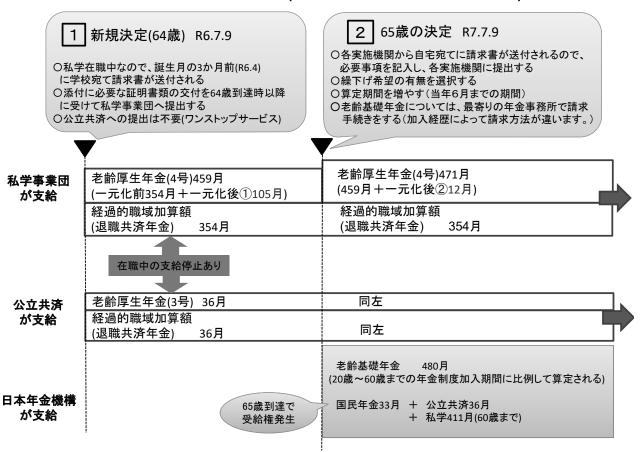
- *雇用保険被保険者証等を紛失した方は、ハローワークで再発行の手続きをしてください。
- *複数の雇用保険被保険者番号をお持ちの方は、最新の雇用保険被保険者番号をご記入の上、番号が確認できる書類の写しを添付してください。
- *雇用保険被保険者証等に関するご不明な点は、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

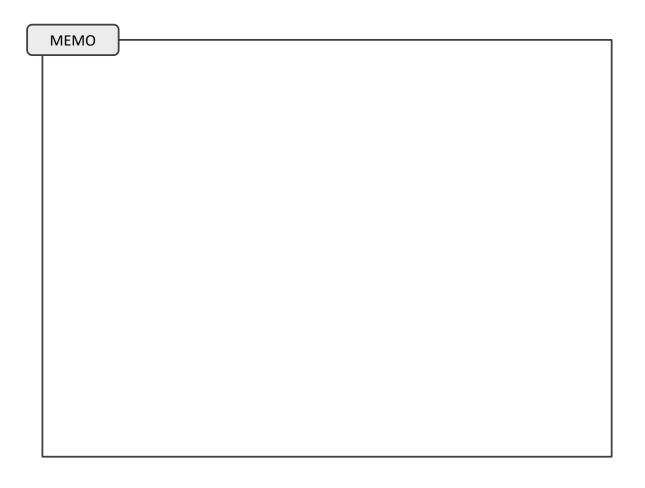
4 事例

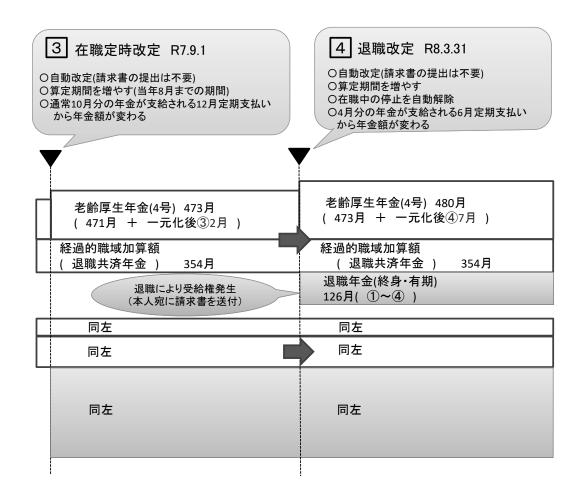
私学太郎さんの年金(昭和35年7月10日生まれ)



私学太郎さんの年金(昭和35年7月10日生まれ)







⑤ 年金証書[見本]

日本私立学校振興・共済事業団

年 金 証 書

年 金 の 種 類 老齢厚生年金(特別支給) 年金証書記号番号 61-900001D

基 礎 年 金 番 号 9500-987654 年金コード 1140

受給権者の氏名 私学 太郎

受給権者生年月日 昭和35年 7月10日

受給権発生年月 令和6年7月

厚生年金保険法により、上記の年金を決定したことを証します。

令和6年××月××日

日本私立学校振興・共済事業団理事



(2) 日本私立学校振興・共済事業団

年 金 証 書

年 金 の 種 類 退職共済年金(特別支給) 年金証書記号番号 61-900001C

基 礎 年 金 番 号 9500-987654 年金コード 1170

受給権者の氏名 私学 太郎

受給権者生年月日 昭和35年 7月10日

受給権発生年月 令和6年7月

被用者年金一元化法(平成24年法律第63号)により、上記の年金を決定したことを証します。

令和6年××月××日

日本私立学校振興・共済事業団理事

⑥ 決定・改定・支給年金額変更通知書[見本]

令和6年××月××日

日本私立学校振興・共済事業団

113-0034 東京都文京区湯島8-8-8 私学 太郎 様

このたび、下記のとおり年金の決定、改定及び支給年金額 変更の処理を行いましたので通知します。

この決定の内容に疑問がある場合は、当事業団までお問い合わせください。

この決定に異議がある場合には、この通知を受けた日から 3箇月以内に文書又は口頭で、日本私立学校振興・共済事業 団共済審査会に審査請求をすることができます。

また、この決定により不利益が生ずる場合には、行政事件 訴訟法(昭和37年法律第139号)により、この通知を受 けた日から6箇月以内(審査請求を行ったときは、共済審査 会の裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、当事 業団を相手方として裁判所に当該処分の取り消しの訴えを提 起することができます。

厚生年金保険 決定・改定・支給年金額変更通知書

NO.1

決定年月日 R 6. ××. ××

年金の種類	年金証書記号番号	受 給	権	者	氏	名	生生	丰 月	日
老齢厚生年金	61-900001D	私学	太郎				S35.	7.	10
基礎年金番号	9500-987654	年金コード	1140						

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険の条文

老齢厚生年金 厚生年金保険法 附則 第 8 条

2. この通知の最新の年金額等の内訳 (支給年金額変更年月 令和 6 年 8 月)

年金額の内訳

一一元のイントコロノ			
基本となる	加給年金額	繰上げ・繰下げによる	年 金 額
年金額(円)	または加算額(円)	減算・加算額 (円)	(円)
1,800,152	0	0	1,800,152

※基本となる年金額 の内訳(円) 報酬比例部分 1,800,152

加入期間の内訳

加	入 期	間	月数
厚生年金	全保険の	加入期間	459 月

平均標準報酬頻等の内容

1 ~ 2 のない十一十以日川中代 ユーマントコイニ		
厚生年金保険の	月数	平均標準報酬額
加入期間の種類	月数	(平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	204月	382,341 円
②平成15年4月以降の期間	255月	809,136 円

加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者 対象者 無

外国との通算協定期間

協定月数 0月 他制度月数 0月

3. 年金の決定・改定及び支給年金額の変更の経過

•		E 42 D ()C	<u> </u>						
		44 LL-44 L 36 4L 27 11	決定・改定・支給年金額	年金額(円)	加給(人)	停	此	支給年金額	支給年金額
		給付事由発生年月	変 更 事 由	0	配子	停止事由	停止額(円)②	①-② (円)	変更年月
	1	R 6. 7. 9	新規決定	1,800,152	0 0	在職中	1,800,152	0	R 6. 8
Ì									

日本私立学校振興・共済事業団 理事長

日本私立学校振興・共済事業団

113-0034 東京都文京区湯島8-8-8 私学 太郎 様

このたび、下記のとおり年金の決定、改定及び支給年金額 変更の処理を行いましたので通知します。

この決定の内容に疑問がある場合は、当事業団までお問い 合わせください。

この決定に異議がある場合には、この通知を受けた日から 3箇月以内に文書又は口頭で、日本私立学校振興・共済事業 団共済審査会に審査請求をすることができます。

また、この決定により不利益が生ずる場合には、行政事件 訴訟法(昭和37年法律第139号)により、この通知を受 けた日から6筒月以内(審査請求を行ったときは、共済審査 会の裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、当事 業団を相手方として裁判所に当該処分の取り消しの訴えを提 起することができます。

私学共済年金 決定・改定・支給年金額変更通知書

NO.1

決定年月日 R 6. ××. ××1

1	年金の種類	年金証書記号番号	一受	給	権	者	氏	名	生 年 月 日	
ĺ	退職(共済)年金	61-900001C	私:	学	太郎				S35. 7. 10	
	基礎年金番号	9500-987654	年金コ	– ۲,	1170					

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった私学共済年金の条文

退職共済年金 被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附則第78条

2. この通知の最新の年金額等の内訳 (支給年金額変更年月 令和 6 年 8 月)

年金額の内部

******** 職域加算額 ********	******	繰上げ・繰下げによる 減算・加算額(円)	年金額(円)
******* 263,144	******	0	263,144

加入期間の内訳

加入期間 月数 354月 私学共済の加入期間

平均標準給兵額箋の内容

私学共済の 加入期間の種類	月数	平均標準給与額 (平均標準給与月額)
①平成15年3月までの期間	204 //	382,341 円
②平成15年4月以降の期間	150月	823,308円

加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者 対象者

外国との通算協定期間

協定月数 0月 他制度月数 0月

3. 年金の決定・改定及び支給年金額の変更の経過

* 11	ひいんしてん		-X.Ar	<u>/X, O'</u>	X MI	111 ND. 0	1RV / 38	と、実、ワノ和知					_					
i	أميديد.	L 74 IL	de n	ال	決定・	改定・	支給年	余額	年	金額	(J4)	加%	(A)		每	rit.	支給年金額	支給 年 金額
	給付事	19E±	:华刀 ———	4	変	更	事	曲			(<u>ī</u>)	話出	子	停 止	李 由	停止額(円)②	①-② (円)	変更年月
1	R 6	5. 7	7. 9	新	規決	定				263	,144	0	0	在職中		263,144	0	R 6.8
											:							
				1														[
				İ														

日本私立学校振興		11年3文 67 2巻7約	SHE data
- 国人农村、777年21位18年	•	具角出 業!班	279 YEAR

⑦ 令和6年度の各種金額

68歳以下:昭和31年4月2日以後生まれ 69歳以上:昭和31年4月1日以前生まれ

老齢給付

老齢基礎年金(スライド 28 、 29)

受給権者の年齢	年額
68歳以下	816,000円
69歳以上	813,700円

定額単価(スライド 28)

受給権者の年齢	一月当たり
68歳以下	1,701円
69歳以上	1,696円

加給年金額及び特別加算額(スライド 32)

加給年金額						
配偶者	234,800円					
1人目・2人目の子	234,800円					
3人目以降の子	78,300円					

受給権者(本人)の生年月日	特別加算額
昭和 9年4月2日~昭和15年4月1日	34,700円
昭和15年4月2日~昭和16年4月1日	69,300円
昭和16年4月2日~昭和17年4月1日	104,000円
昭和17年4月2日~昭和18年4月1日	138,600円
昭和18年4月2日~	173,300円

障害給付

加給年金額と子の加算額(スライド 92)

対象	年額	
配偶者の加	234,800円	
フの加佐井	2人目まで	234,800円
子の加算額	3人目以降	78,300円

障害基礎年金(スライド 94)

隨	宇等級	 年額
		1 120
4 6TL	68歳以下	1,020,000円
1級	69歳以上	1,017,125円
O 417	68歳以下	816,000円
2級	69歳以上	813,700円

遺族給付

遺族基礎年金(スライド 102)

対象	年額			
基本額	68歳以下	816,000円		
	69歳以上	813,700円		
子の加算額	2人目まで	234,800円		
	3人目以降	78,300円		

⑧ 退職年金現価率表

本表における諸率については、令和6年10月1日以降のものです。また、これらの諸率は共済規程で定められ、毎年10月に見直しされます。

付与率	基準利率				
1.50%	0.19%				

終身年金現価率(令和6年10月から令和7年9月まで)

年齢		年齢		年齢		年齢	
59歳	29.015851	73歳	17.466491	87歳	7.502949	101歳	2.617600
60歳	28.178724	74歳	16.657744	88歳	6.960023	102歳	2.450554
61歳	27.346322	75歳	15.858365	89歳	6.448377	103歳	2.299729
62歳	26.518943	76歳	15.070596	90歳	5.969932	104歳	2.162634
63歳	25.697071	77歳	14.295012	91歳	5.529252	105歳	2.035993
64歳	24.881226	78歳	13.531543	92歳	5.121123	106歳	1.918695
65歳	24.072022	79歳	12.780920	93歳	4.741193	107歳	1.809543
66歳	23.270132	80歳	12.045643	94歳	4.388304	108歳	1.707064
67歳	22.425008	81歳	11.328506	95歳	4.061732	109歳	1.609130
68歳	21.585571	82歳	10.631856	96歳	3.761123	110歳	1.512113
69歳	20.751673	83歳	9.957195	97歳	3.486016	111歳	1.408913
70歳	19.923694	84歳	9.305402	98歳	3.235512	112歳	1.284341
71歳	19.100793	85歳	8.677802	99歳	3.008332	113歳	1.103739
72歳	18.281647	86歳	8.076347	100歳	2.802923	114歳	0.783681
<u> </u>						115歳以上	0.541548

有期年金現価率(令和6年10月から令和7年9月まで)

支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数	
1月	0.083320	31月	2.576609	61月	5.058093	91月	7.527830	121月	9.985874	151月	12.432282	181月	14.867107	211月	17.290406
2月	0.166614	32月	2.659508	62月	5.140600	92月	7.609946	122月	10.067602	152月	12.513623	182月	14.948063	212月	17.370978
3月	0.249908	33月	2.742408	63月	5.223107	93月	7.692063	123月	10.149330	153月	12.594963	183月	15.029019	213月	17.451550
4月	0.333175	34月	2.825281	64月	5.305588	94月	7.774153	124月	10.231032	154月	12.676278	184月	15.109949	214月	17.532097
5月	0.416443	35月	2.908154	65月	5.388069	95月	7.856244	125月	10.312733	155月	12.757593	185月	15.190879	215月	17.612644
6月	0.499684	36月	2.991001	66月	5.470524	96月	7.938308	126月	10.394409	156月	12.838882	186月	15.271783	216月	17.693166
7月	0.582925	37月	3.073848	67月	5.552979	97月	8.020373	127月	10.476085	157月	12.920172	187月	15.352687	217月	17.773687
8月	0.666140	38月	3.156669	68月	5.635408	98月	8.102411	128月	10.557735	158月	13.001435	188月	15.433566	218月	17.854183
9月	0.749354	39月	3.239490	69月	5.717836	99月	8.184450	129月	10.639385	159月	13.082699	189月	15.514445	219月	17.934679
10月	0.832543	40月	3.322284	70月	5.800239	100月	8.266462	130月	10.721010	160月	13.163937	190月	15.595298	220月	18.015149
11月	0.915731	41月	3.405079	71月	5.882642	101月	8.348475	131月	10.802634	161月	13.245175	191月	15.676152	221月	18.095620
12月	0.998893	42月	3.487847	72月	5.965018	102月	8.430461	132月	10.884232	162月	13.326387	192月	15.756979	222月	18.176065
13月	1.082056	43月	3.570616	73月	6.047395	103月	8.512448	133月	10.965831	163月	13.407599	193月	15.837807	223月	18.256510
14月	1.165191	44月	3.653358	74月	6.129745	104月	8.594408	134月	11.047403	164月	13.488785	194月	15.918609	224月	18.336929
15月	1.248327	45月	3.736100	75月	6.212096	105月	8.676369	135月	11.128976	165月	13.569972	195月	15.999411	225月	18.417349
16月	1.331437	46月	3.818816	76月	6.294420	106月	8.758304	136月	11.210523	166月	13.651132	196月	16.080188	226月	18.497743
17月	1.414546	47月	3.901533	77月	6.376745	107月	8.840239	137月	11.292070	167月	13.732293	197月	16.160964	227月	18.578137
18月	1.497630	48月	3.984222	78月	6.459043	108月	8.922147	138月	11.373591	168月	13.813428	198月	16.241715	228月	18.658506
19月	1.580713	49月	4.066912	79月	6.541342	109月	9.004056	139月	11.455112	169月	13.894563	199月	16.322466	229月	18.738874
20月	1.663770	50月	4.149576	80月	6.623614	110月	9.085939	140月	11.536607	170月	13.975673	200月	16.403192	230月	18.819218
21月	1.746827	51月	4.232240	81月	6.705886	111月	9.167822	141月	11.618102	171月	14.056782	201月	16.483917	231月	18.899561
22月	1.829858	52月	4.314878	82月	6.788133	112月	9.249679	142月	11.699572	172月	14.137866	202月	16.564617	232月	18.979879
23月	1.912888	53月	4.397515	83月	6.870379	113月	9.331536	143月	11.781041	173月	14.218950	203月	16.645317	233月	19.060197
24月	1.995893	54月	4.480127	84月	6.952600	114月	9.413367	144月	11.862485	174月	14.300008	204月	16.725991	234月	19.140489
25月	2.078897	55月	4.562738	85月	7.034820	115月	9.495198	145月	11.943929	175月	14.381066	205月	16.806666	235月	19.220782
26月	2.161875	56月	4.645323	86月	7.117014	116月	9.577004	146月	12.025347	176月	14.462099	206月	16.887314	236月	19.301049
27月	2.244853	57月	4.727909	87月	7.199209	117月	9.658809	147月	12.106765	177月	14.543131	207月	16.967963	237月	19.381316
28月	2.327805	58月	4.810468	88月	7.281377	118月	9.740588	148月	12.188157	178月	14.624138	208月	17.048587	238月	19.461557
29月	2.410757	59月	4.893027	89月	7.363545	119月	9.822368	149月	12.269549	179月	14.705145	209月	17.129210	239月	19.541799
30月	2.493683	60月	4.975560	90月	7.445688	120月	9.904121	150月	12.350915	180月	14.786126	210月	17.209808	240月	19.622015